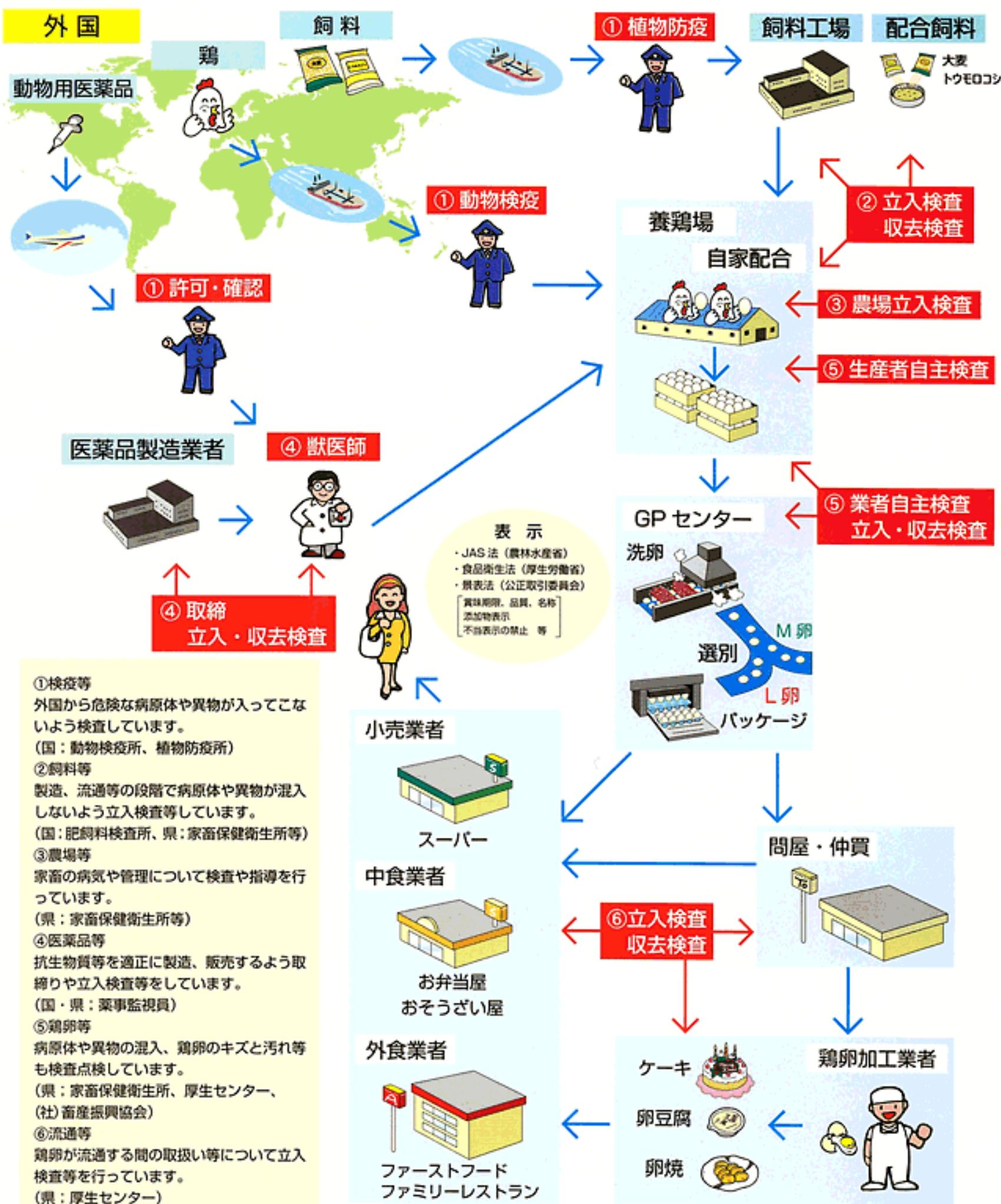


鶏卵を安心して食卓に!!



- ①検査等
外国から危険な病原体や異物が入ってこないよう検査しています。
(国：動物検疫所、植物防疫所)
- ②飼料等
製造、流通等の段階で病原体や異物が混入しないよう立入検査等しています。
(国：肥料検査所、県：家畜保健衛生所等)
- ③農場等
家畜の病気や管理について検査や指導を行っています。
(県：家畜保健衛生所等)
- ④医薬品等
抗生物質等を適正に製造、販売するよう取締りや立入検査等をしています。
(国・県：薬事監視員)
- ⑤鶏卵等
病原体や異物の混入、鶏卵のキズと汚れ等も検査点検しています。
(県：家畜保健衛生所、厚生センター、(社)畜産振興協会)
- ⑥流通等
鶏卵が流通する間の取扱い等について立入検査等を行っています。
(県：厚生センター)